

令和8年度 大津市立瀬田小学校いじめ防止基本方針

はじめに

瀬田小学校では「よく考え よくはたらき よく助け合う」の校訓のもと、学校教育目標『自分も人も大切に～一人ひとりを大切にする みんなが幸せな学校～』を掲げ、めざす子ども像「やさしく かしこく たくましく」を目指して教育活動に取り組んでいます。

2011年（平成23年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、本校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、第3期大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、瀬田小学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

1	いじめ防止等のための対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・	1
（1）	いじめの未然防止	
（2）	いじめの早期発見	
（3）	いじめへの対処	
2	「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・・・	7
（1）	役割	
（2）	構成員	
（3）	関係する校内委員会等との連携	
（4）	いじめ事案対応フロー図	
3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・	8
4	いじめの防止等に向けた年間計画・・・・・・・・・・	9
5	その他（資料等）・・・・・・・・・・	10

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

誰もが、いじめは児童の尊厳を脅かし重大な人権侵害であるとの認識を持つとともに、児童が、一人の人格として尊重され、夢と希望を持って健やかに成長していくことが、学校・家庭・地域の願いであり、責務でもあります。そのことを踏まえたいじめの防止等のための対策は、学校の内外を問わず学校・家庭・地域・関係機関が互いに協力して、児童が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

いじめを受けた児童については、その声に耳を傾け、児童の置かれている状況の気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが大切です。

また、日々の生活の中で、児童自身の力でいじめ問題を解決できるよう、支援していくことも重要であると考えます。

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要であると考えます。

法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1)いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえより根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

本校では『自分も人も大切に子ども』を目指し、具体的方策として「学ぶ力推進・授業研究推進・子ども支援推進・体力向上推進・特別活動推進」を挙げています。この五本柱を全職員が一丸となって推進していけば、児童の自己肯定感や学習に対する達成感は増し、いじめの芽は断たれるだろうと考えます。教職員一人ひとりの人権意識を高め、折に触れ未然防止の研修を行うことで、児童の規範意識を高め、自他の生命を大切にし、いじめを許さない子どもを育成します。（資料参照）

また、すべての児童をいじめに向かわせることなく、より良い人間関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、家庭、地域、その他の関係者が一体となって継続的な取り組みを進めます。

学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童に「いじめは決して許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、児童が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の立場や気持ちを考えようとする共感的関係を育てる心の育成を図るとともに、児童が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者、どちらの人権も大切にし、実践的に行動しようとする態度を身につけられるよう努めます。

加えて、児童の自発的・自治的な活動を進め、児童自らがいじめの未然防止に取り組むなどして、すべての児童が安心して生活し、学ぶことができる学級・学校づくりを推進します。

については、上記のことにに関して、本校では、以下のような取り組みを重点的に進めます。

*学校いじめ防止基本方針は、「大津市いじめの防止に関する行動計画」に位置付ける取り組みのうち、学校が実施する施策の取組目標を記載しています。NO. 1～33の取り組みは、市・市教育委員会が実施する施策です。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	・各委員会で「自分も人も大切に（自分がされていやなことは人にしない・言わない、友だちのことをわかっていう気持ち・姿勢を大切にする）」の周知とその方法の提案に取り組む。
35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	・いじめ防止に関する標語、スローガン、ポスターの作成など、子ども自身がいじめ防止に向けた取組目標を考え、設定できるように支援する。

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	・「専門家等によるいじめ問題や人権教育に関する授業（ゲストティーチャー）」事業を活用し、児童の解決力を育む。 ・いじめが絶対に許されないことを全教職員が理解したうえで、いじめ事案について、毅然とした態度で指導をする。
37	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	・年1回以上、外部講師を招いて情報モラル教室を行う。
38	相談することの大切さに関する啓発	・瀬田小キャラクター「せたっ子さん（すすむゆうき、とまるゆうき、そうだんするゆうき）」を活用して、啓発活動をすすめ、子どもたちの「自分も人も大切に」している姿を全職員で認め、励ます活動に取り組む。
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	・いじめ未然防止のための教材や読み物を学年に応じて精選、道徳の年間指導計画に位置付ける。
40	自他ともに認め合う人権教育の推進	・年に1回以上、各学年の発達段階に合わせた教材を選定し、人権に関する授業を実施する。
41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	・「学習意欲が高まる楽しい授業づくり」～学習内容の本質から得られる楽しさがどの子にも伝わる学習環境の工夫を追求する～を目指した授業実践を通して、全教員で切磋琢磨し、子どもたちがお互いを大切にして認め合える学級作りを目指す。
42	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	・年3回、たてわり活動を設定し、異年齢での交流を深め、思いやりの心を育てる。

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	・ いじめ防止等のための対策に関する基本方針（学校いじめ防止基本方針）を策定する。 ・ 家庭・地域と連携したいじめ対策を行えるよう、策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページ上に掲載することなどを通じ、広く保護者・地域に周知を図る。
44	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	・ 保護者・地域の方に対し、子ども支援コーディネーター等の学校の相談先をお便りなどで周知することを通じ、保護者や地域の方がいじめを発見した際に、学校に情報提供していただける関係づくりに努める。
45	いじめ対策に関する校内研修の実施	・ 年数回、いじめの問題に関わる校内研修会を実施する。 ・ いじめに対する考え方を職員間で共通理解する。 ・ OJT での若手教員への研修を適宜実施する。
46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	・ 個々の教職員がいじめ事案等に関する情報を抱え込むことがないよう、普段から子ども支援コーディネーターを中心に組織的に情報共有・対応を行うという運用を徹底する。

(2)いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、小さな兆候であってもいじめではないかとの考えをもち、早い段階から積極的に対応します。

いじめの早期発見には、大人が児童の小さな変化に気づくことができる鋭い観察力を持つことが必要です。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかと疑いを持って速やかに的確な関わりを持ちます。また、いじめを隠したり、軽視したりせず、積極的に認知できるよう努めます。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、教職員間、学校と保護者間の情報共有を緊密にし、児童の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、児童にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであることから、児童が安心して相談できるよう、教職員は日頃から積極的に児童に言葉をかけて児童との信頼関係を築くとともに、学校として定期的な調査、教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

加えて、より多くの大人（子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、スクールサポーター、スクールガード、せたっ子応援隊等の地域の方々を含む）が児童の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築できるように努めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取り組みを重点的に進めます。

①いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	・ 全児童を対象に年間5回以上、アンケート調査を実施する。児童の回答内容に応じて迅速に面談を実施する。各学期1回以上、クラス全員と面談するアンケート実施する。児童が周囲を気にすることなく安心してアンケートに記入できるように、児童の実情に応じた実施方法を設定する。

48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	・ 6 月・10 月・2 月に、アンケートをもとに全ての児童と担任が個別相談を行う。
49	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	・ 管理職・子ども支援コーディネーター・生徒指導主任等が、毎日、朝・給食・掃除の時間・下校時に校内を巡回し、児童の見守りを行う。
50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	・ 電話連絡や懇談会の際に、子どもの学校や学校外での状況や様子を共有することで、保護者との関係を密にし、学校と家庭が連携して子どもを支援できる関係性を構築する。
60	「こころの健康観察」の実施	・ 「こころの健康観察」の入力状況を担任と子ども支援コーディネーター、教務など複数で確認する。気になる子どもが入力した「今日の気持ち」を注意して観察し、早期対応に努める。朝に「SOS」を発信している場合は、その日のうちに話を聞く。

②いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	・ 聞き取りシート・報連相シートを活用することで、事実を正確に把握するように努める。いじめ事案に関わる情報は、至急管理職や担当教員に回覧し情報共有を図る。 ・ 職員間で子どもや学校内の様子を語り合う時間を設け、職員全体での情報共有を図る。
52	いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報	・ 疑いのある時点で校内にていじめ対策委員会を実施し、情報共有・対応方針を話し合った上で、翌課業日までに教育委員会へ報告する。
53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	・ 次年度入学する子どもに関する情報共有については、連絡会を開催し、保幼から小へ、小から中へ校園が持つ情報を適切に引き継ぎ、必要な支援を継続的に行う。

(3)いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・相談を受けた場合には、情報を共有し対策方針を決め、いじめ対策委員会を中心とした組織で速やかに対応します。被害を受けた児童や相談してきた児童の安全を守るとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、児童の心の育ち、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童や保護者から、いじめではないかと相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童や相談のあった児童の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報共有し、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどしていじめの有無の確認を行います。事実確認の結果は、大津市教育委員会へ報告するとともに、加害児童・被害児童の保護者に連絡します。

必要に応じて、専門家と連携し、適切な支援に努め、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらずいじめ行為が止まらないときや、児童の生命・身体または財産に重大な被害が生

じる恐れがある時など、児童を守るために必要と判断する場合は、必要に応じて、心理、福祉、医療、司法、警察等の関係機関に相談し対応を進めます

すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対応のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対応できるよう、平素から、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

①いじめの対応

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
54	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	・ いじめの疑いがある段階で、「いじめ対策委員会」を開催し、情報の共有を図るとともに指導方針などについて検討して直ちに対応する。
55	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	・ つらい思いをした子どもや保護者の思い・立場を大切に配慮しつつ、関連する児童から事情を確認する。またよくないことをしてしまった子どもが、自分の思いを話し、よくないことは反省し、やり直していけるよう全力で支え、その子ども大切にできるようにする。また家庭や市教育委員会、必要に応じて専門家と連携し、適切な支援・指導に努める。
56	インターネット上のいじめへの対応	・ ネット上のいじめを確認した場合、被害・加害の背景や事情についても考慮し、被害・加害の保護者とともに連携しながら対応する。事態が拡大しないように傍観者への指導を迅速にする。
57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聞き取りによる適切な調査の実施	・ 必要な場合には迅速にアンケートや聞き取りを実施し、実施内容を職員で共有し、多角的な視点で実態の把握に努める。
58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	・ 学校が必要な情報を適切に提供し、説明責任を果たせるようにするため、いじめ事案に関する情報が記載された文書については、公文書として適切な管理及び保存（5年保存）を徹底する。
59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	・ 双方の保護者に速やかに連絡し、事実と指導内容を伝える。その際、どちらの保護者もそれぞれに我が子が「大切にされている」と理解してもらえるような指導内容であることを心がける。その後の様子も継続的に伝え、全職員での見守りや指導の経緯、様子が伝わるように努める。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。

その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取り組みについての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取り組みの検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

構成員は、管理職、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、学年主任、担任とし、個々の事案に応じて、関係の深い教職員や学校に派遣されているスクールカウンセラーを追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、市教委指導主事の他、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官 O B）・教員経験者などの外部専門家の参加を得ます。

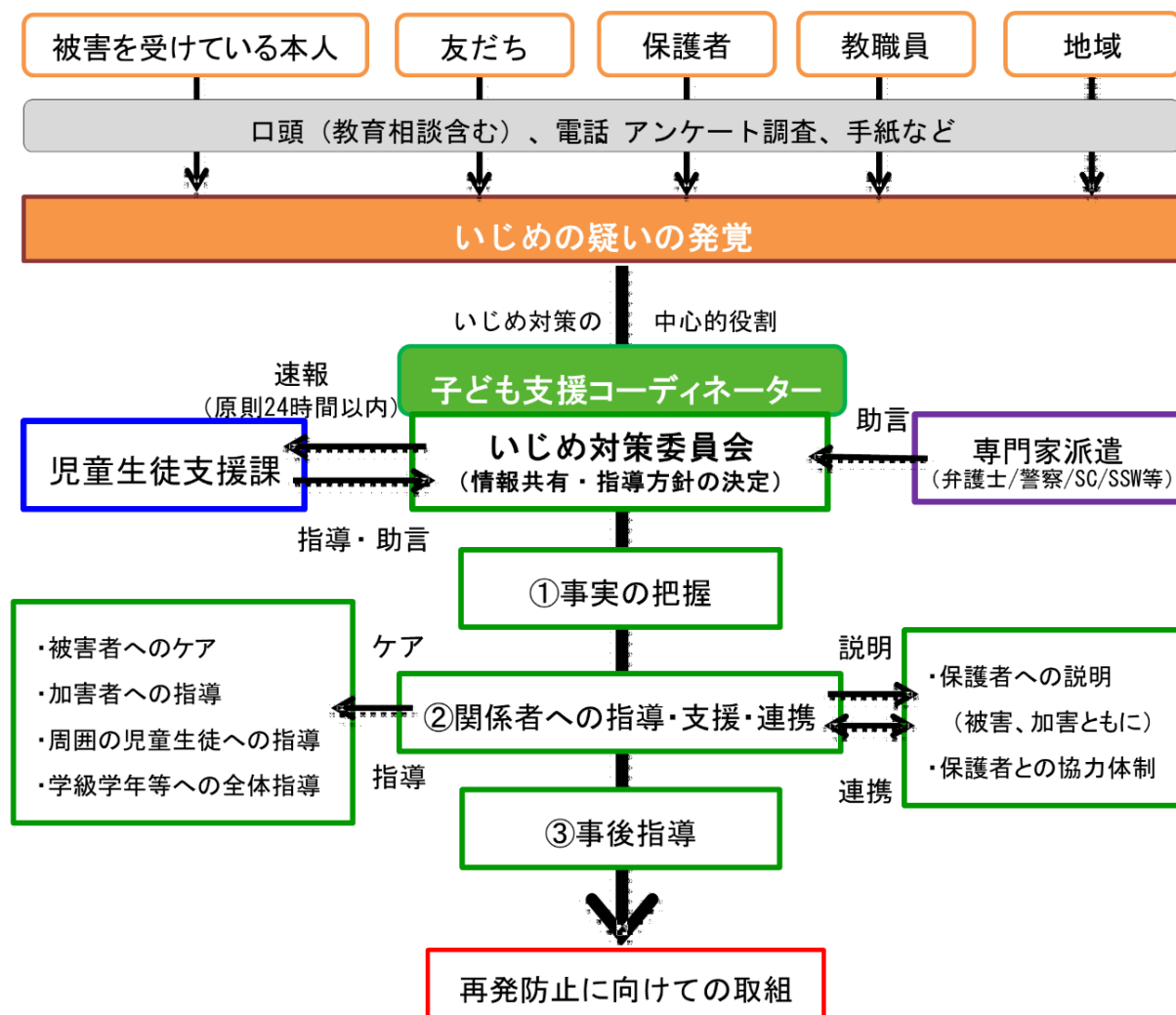
（拡大いじめ対策委員会：学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況評価等を協議）

構成員は、管理職、教務主任、子ども支援コーディネーター等の学校職員の他、自治連合会会長、P T A 会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。なお、学校運営協議会・学校協力者会議と兼ねて実施します。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導推進委員会、特別支援教育推進委員会、教育活動推進委員会、人権教育推進委員会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

①基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況（活動実績）を自己評価します。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取り組みがいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取り組み内容や方法の見直しを検討します。このような取り組みを通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

②基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に児童や保護者、地域関係者に、授業や懇談会、学校協力者会議などを通じて、わかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備 考
4	校内・校外の指導体制確認 (①・②・③) 共通理解 (①) 個別懇談会 (①・②・③・④) 分団別集会 (①)	OJT を活用した若手教員研修① いじめ防止職員研修①
5	保・幼・小連絡会 (①・②) 子どもを語る会 (①・②) 学習参観 (④)	アンケート①②
6	いじめ防止啓発月間 (①・④) 拡大いじめ対策委員会 (④) 民生委員児童委員協議会 (④) 教育相談週間 (②・③)	学級や委員会、児童会活動の取り組み ①② いじめに関する道徳の授業① アンケート①② (全員面談)
7	個別懇談会 (①・②・③・④) 夏休みのくらし発行 (①) 夏休み街頭補導 (①)	夏休み中の児童の様子確認①②
8	子ども支援校内研修会 (①・②・③・④) 夏休み街頭補導 (①) 幼小研修会 (①)	いじめ防止関わる研修① 夏休み中の児童の様子確認①②
9	分団別下校 (①)	
10	いじめ防止啓発月間 (①・④) 教育相談週間 (②・③) 個別懇談会 (①・②・③・④)	学級や委員会、児童会活動の取り組み アンケート①② (全員面談)
11	拡大いじめ対策委員会 (④) 道徳参観 (④)	アンケート①②
12	冬休みのくらし発行 (①)	
1	冬休み街頭補導 (①)	
2	保・幼・小連絡会 (①・②) 教育相談週間 (②・③) 拡大いじめ対策委員会 (④)	アンケート①② (全員面談)
3	春休みのくらし発行 (①) 分団別集会 (①)	
年間 を通 じて	いじめ対策委員会 (①・②・③) 校内児童情報共有会 (①・②) 登下校指導 (①・②) 街頭補導 (①・②) 生活目標 (①) 校園連絡会 (①・④) アンケート (①・②) せたっ子応援隊による見守り隊 (①・②・④)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめへの対処に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

5 その他(資料等)

きょういく そうだん

教 育 相 談 ア ン ケ ー ト (6 月)

ねん 年 くみ 組 なまえ 番 名 前 ()

このアンケートは、皆さんの生活をよりよくするためのものです。正直に、当てはまる方に○をつけて

てください。(5月のアンケートから後の様子について答えましょう)

1	がっこう たの 学校は楽しいですか。	はい	いいえ
2	じゅぎょう 授業はよくわかりますか。	はい	いいえ
3	こまったとき そうだん ひと こまった時に相談できる人はいますか。	はい	いいえ
4	ひと 人に、いやなことを言ったりしたりしていませんか。	していない	したことがある
5	ひと 人に、いやなことを言われたり、されたりしていませんか。	されていない	されている
6	じぶん ひと 自分のまわりに、人に、いやなことを言われたり、されたりしている人はいませんか。	いない	いる
7	じぶん たいせつ 自分のことを大切にしていますか。	はい	いいえ
8	やすみじかん なに 休み時間は何をしていますか。		
9	いま こま 今、困っていることや相談したいことはありませんか。あれば、書いてください。		

今年度の重点目標及び具体的方策

【重点目標】

- ① 教員の授業力・指導力向上【切磋琢磨・人材育成】
- ② 組織対応の徹底と一人ひとりを徹底的に大切にする教育の推進
- ③ 共通の取組と個人の工夫のバランスを保つ

【具体的方策】

3つの合言葉「やる気」「徹底」「自主・自律」
キーワード「主体性」「当事者意識」

学力向上

〈学ぶ力向上〉

- ・ 共通実践事項を徹底し、基礎学力の定着を図る。
 - スマイルタイムの取組の徹底と充実
 - ICTの効果的活用
 - 「めあて」「学習」「振り返り」の一体化
 - 積極的な対話的な場面の設定
 - 家庭学習の充実を目指した手立ての工夫
 - 読書活動の一層の推進
 - 個別指導の工夫

〈校内研究〉

- ・ 「学習意欲が高まる楽しい授業づくり」を目指して、学習内容の本質に迫るべく学習環境の工夫を追求する。
- ・ 積極的に授業公開を行い、互いの授業力・指導力の向上を図る。〈OJTの充実〉
- ・ 教科専科や交換授業を通して専門的指導の充実を図る。

特別支援教育

- ・ 各学級における支援を必要とする児童のニーズを把握し、担任が主体的に必要な具体的方策を検討し、特別支援教育コーディネーター等と連携しながら支援をしていく体制を整える。
- ・ 支援が必要な児童を丁寧に見取り、関係機関と連携して就学相談を計画的に実施する。
- ・ 通級指導教室の学校内外を含めた理解を浸透させ、支援が必要な児童の理解と取組の充実を図る。
- ・ 児童・保護者のニーズに応じた教育相談体制のさらなる充実を図る。(SC、SSWとの連携)
- ・ 校内ウイング、保健室、別室等、個に応じた場所を設置し、必要な不登校支援を図る。

生徒指導

- ・ 「せたっ子 心を育てる 3つの約束」を全校で徹底する。
- ・ 児童への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけ等を全教職員が大切にし、取組を推進する。
- ・ アンケート（隔月）や、教育相談（毎学期）を実施するとともに、児童の小さな変化やサインを見逃さない感性を磨き、鋭い観察力を身につけ、課題の早期発見対応を行う。
- ・ 「いつでも」「だれとでも」「どんなことでも」相談できる環境をつくる。
- ・ 「道徳科」を中心に、「他者を思いやる心」等の人権意識を育む授業を実践する。
- ・ 担任一人が抱え込むことなく、学年団を中心に全教職員がチームとなって児童の課題を多角的な視点で捉え、一人ひとりを徹底的に大切に支援・指導し、組織として課題解決に取り組む。

教育活動（体・特）

〈体力向上〉

- ・ 授業公開やOJTによる研修を通して、体力向上を目指した豊富な運動体験ができる体育科の授業改善・充実に取り組む。
- ・ 進んで運動に親しむ態度を育てるために、運動遊びができる機会や環境づくりの一層の推進を図る。(委員会等の児童の活動も含む)
- ・ 心身の健康を保持するために、家庭と連携した食育指導・保健安全指導を推進する。

〈特別活動〉

- ・ 全ての児童にとって、居心地のよい支持的な学級・学年・学校をつくる。
- ・ 学年・学級における児童による自主的、自治的な活動を一層推進し、子どもたちが中心となって一步一步成長していける学校をつくる。
- ・ 学級活動・話し合い活動の充実・推進を図る。(校内研究との連携を図る)
- ・ 高学年のリーダー性を育て、低中学年には高学年への憧れの心情を育むため、委員会による日常的な活動や実行委員会等による児童発案の特設活動などを充実する。

（力点） 保幼小中連携・地域連携（コミスク） 人権教育
生徒指導 不登校支援 教科専科